

いなべ市工場立地法に基づく地域準則条例(案)の概要

H23.12 いなべ市都市整備課

条例(案)制定の背景

- 1 工場立地法(昭和49年3月施行)による緑地面積率及び環境施設面積率
 - 規模:敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上
 - 業種:製造業、電気・ガス・熱供給業(水力、地熱発電所は除く。)
 - 周辺環境との調和を図るため、全国一律に工場敷地面積の20%以上の緑地面積及び25%以上の環境施設面積(緑地面積を含む。)の確保を規定しています。
- 2 工場立地法の改正(平成10年1月施行)
 - 都道府県及び政令指定都市は、条例により緑地面積率及び環境施設面積率を緩和できるようになりました。(現在、三重県においては既存工場(昭和49年6月28日以前に設置された工場)に関する地域準則条例が制定されています。)
- 3 第2次地域主権一括法の公布(平成24年4月施行)
 - 市は、条例により緑地面積率及び環境施設面積率を緩和できるようになりました。

1 企業の積極的な設備投資を妨げ、市外への転出の恐れがあります。

○新たな設備投資を考えている企業は、隣接地の取得が困難で既存敷地内での増設が困難な場合、新たな設備投資ができないため、市外への新たな土地を求めるとも考えられます。

2 企業誘致競争において不利な状況になります。

○他の自治体でもこのように緩和措置を講じており、立地する企業では、土地の有効利用が図られることは立地場所選択の大きな条件ともなります。

条例制定の必要性

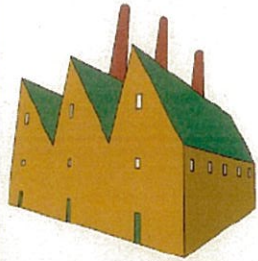
緑地面積率を緩和することで、その緩和された土地を資材置場・駐車場等有効活用できるため、既存工場の再生・活性化、企業の積極的な設備投資や企業立地を促進し、市内経済の活性化を図るため、条例の制定が必要となります。

条例(案)の内容

		工場立地法 (現行)	条例(案)の緑地面積率及び環境敷地面積率	
<p>環境施設 面積率</p> <p>噴水、水流、池、屋外 運動場、教養文化施設、 雨水浸透施設など</p>		全国一律 25%以上	①住居系、商業系の市街化区域 ②準工場地域・工業地域 ③工場占用地域 ④都市計画区域外、非線引き都市計画区 域内無指定地域、市街化調整区域	①25%以上 ②20%以上 ③15%以上 ④10以上 但し、敷地境界が住居、商業施設等と概 ね5メートル以内で接する場合は100分の 25以上とする。
	うち 緑地 面積率	全国一律 20%以上	①住居系、商業系の市街化区域 ②準工場地域・工業地域 ③工場占用地域 ④都市計画区域外、非線引き都市計画 区域内無指定地域、市街化調整区域	①20%以上 ②15%以上 ③10%以上 ④5%以上 但し、敷地境界が住居、商業施設等と概 ね5メートル以内で接する場合は100分の 20以上とする。

参考 工場敷地

生産施設面積比率の上限



業種により、
下記のいずれかに決められる。



その他の施設

- ・ 駐車場
- ・ 事務所
- ・ 研究所
- ・ 倉庫等



に関する
規制はない。
建築基準法の
建坪率規制を受ける

工場敷地

緑地を含む環境施設の面積の割合



25%以上

(敷地周辺に15%以上配置)



緑地 20%以上

25%のうち

5% = 緑地又は
緑地以外の環境施設

(噴水、水流等の修景施設、広場、
屋外運動場、一般開放された体育館、
企業博物館等)

「地域準則」(法第4条の2)

都道府県及び政令市が、地域の実情に応じて、
国が定める範囲内において緑地及び環境施設の
面積の割合を独自に設定できる。

【国が定める範囲】

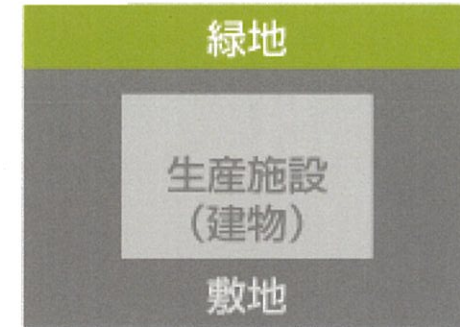
環境施設(含む緑地) … 10% ~ 35%
緑地 … 5% ~ 30%

「市町村準則」(企業立地促進法第10条)

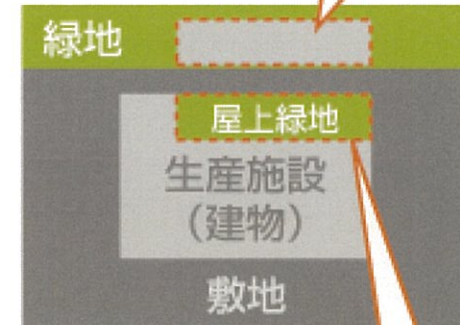
市町村は、一定の要件を満たした場合、
国が定める範囲内において緑地及び環境施設
の面積の割合を独自に設定できる。

【国が定める範囲】

環境施設(含む緑地) … 1% ~ 25%
緑地 … 1% ~ 20%



土地の有効利用
施設の増設など



屋上緑化部分も
緑地として算入

第2次地域主権一括法(平成24年4月施行)
により、市は緑地面積率及び環境施設面積率
を緩和できるようになりました。